

## 知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画の見直しについて

### ■計画の位置づけ

- ・知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画（以下「計画」という。）は、知床世界自然遺産地域における順応的な管理を効率的・効果的に実施するために必要となるモニタリング項目とその内容を定めることを目的に、2012（平成24）年2月に策定された。
- ・計画期間は10年を一期とし、概ね5年毎に計画の継続・変更について検討を行うこととされている。

第1期：2012（平成24）年4月～2022（平成34）年3月

- ・計画は2015（平成27年）2月に改定されている（評価基準等の一部変更）。

### ■見直しの位置づけ

- ・計画策定から5年が経過したことから、計画の変更について検討を行うもの。

### ■見直しの進め方

- ・2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度の2カ年で見直しを行う。
- ・科学委員会及び各WG等における議論のほか、適宜ML等を活用して計画的に検討を進める。

### <スケジュール案>

2017年（平成29）年度

第1回科学委員会 計画の見直しの進め方等

第2回科学委員会 各モニタリング項目の中間総括

計画の見直しが必要な箇所の抽出等

2018年（平成30）年度

第1回科学委員会 計画の見直しの方向性

計画の変更案（たたき台）

第2回科学委員会 計画の変更案

→改定

## ■2017年（平成29）年度の主な作業

### ○各モニタリング項目の中間総括

- ・各モニタリング項目について、これまで実施してきた結果を整理した上で、それぞれ設定された評価基準に対する「評価」を行う。
- ・計画で設定された評価項目（Ⅰ～Ⅷ）について、該当するモニタリング項目（複数）の結果から、どのようなことが言えるかを整理する。

### ○見直しが必要な箇所抽出

- ・中間総括の結果を踏まえ、各モニタリング項目について、見直しが必要な内容の抽出を行う。

※見直しが必要な内容の例：

- ✓ モニタリング手法の改善、モニタリングの評価基準の変更
- ✓ モニタリング項目の削除（モニタリングが実施されておらず今後実施の見込みもない、モニタリングを継続しても適切な評価ができない）。
- ✓ モニタリング項目の追加

### ○計画（本文）の点検

- ・計画の各項目（目的、基本方針、評価の手順、計画の枠組み、別表）について、現状を踏まえ変更が必要な箇所の抽出等を行う。

## <適正利用・エコツーリズムWGの作業>

- ・事務局にて、適正利用・エコツーリズムWG担当の長期モニタリング項目（利用状況調査）について計画の見直しが必要な箇所の抽出を含む中間総括（案）を作成する。
- ・平成29年度第2回適正利用・エコツーリズム検討会議までの間に、ML等を活用して委員からの意見聴取を行う。
- ・平成29年度第2回適正利用・エコツーリズム検討会議において、WGとしての中間総括（案）を確定する。  
（平成29年度第2回科学委員会において、WGとしての報告を行う。）